

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	竹添井井『左氏会箋』の序文にみえる「剽窃」：島田翰「左氏会箋提要十二編」の行方について
Author(s)	陳, #
Citation	中國中世文學研究 , 63-64 : 396 - 410
Issue Date	2014-09-29
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051471
Right	
Relation	



竹添井井『左氏会箋』の序文にみえる「剽窃」

— 島田翰「左氏会箋提要十二編」の行方について —

陳 翀

一 はじめに

江戸時代より明治時代までの経学研究史を振り返って見た時、たとえ当該分野の研究者でなくとも、恐らく山井鼎（一六九〇〜一七二八）の『七経孟子考文』と竹添井井（一八四二〜一八九七）の『左氏会箋』との二つの著作が想起されるであろう。この日本学術界の双璧ともいえる考証学の両巨著は、すでに日本を遥かに超え、東アジアないし世界の経学研究領域において長らく重んじられてきた。

しかしながら、両書の日本における伝承の経緯は実に大きく異なっている。山井鼎が足利文庫に伝わる古写本や宋版を利用して書いた『七経孟子考文』は、享保年間に刊行された時、実は大した評価を得られなかった。逆に中国でその価値が認められて『四庫全書』に収録され、さらに阮元らが出版した単行本が唐船によつて長崎に逆輸入されてはじめて、江戸の儒学界でも高い評価を与え

られるようになったのである。⁽¹⁾一方、竹添井井の『左氏会箋』は、明治三十六年（一九〇三）に上梓された後、忽ち高い評価を与えられ、早くも明治四十四年（一九一〇）に富山房刊行の漢文大系（第十、十一冊）に収録されて一般教養書としても広く伝播するようになり、大正三年（一九一四）には、晴れて時の帝国学士院より学士院賞が授与されたのである。

ちなみに、『左氏会箋』が学士院賞を受賞した理由については、『大正三年 受賞審査要旨』を調べてみると、概ね以下の二点にあったことがわかる。⁽²⁾

(1) 金沢文庫原蔵旧鈔本「左氏春秋経伝集解」を底本とし、宋刊本および唐石経本との校勘を行い、諸本の文字異同を明らかにしたこと。これは最も学者に裨益する。

(2) 江戸及び清における左氏諸説を集約したこと。この点については、諸説の出典が明示されない不備が存在しているものの、今時最良の左伝注釈書

であることに違いはない。

ところが、今日に至り、『七経孟子考文』の評価が益々高まる一方、『左氏会箋』における編纂上の問題は、決して『要旨』に指摘された「編述ノ方法ニ前人ノ創說卓見ヲ區別セザルモノアルニ於テ多少世論ナキニ非ラズ」という微瑕に留まらず、より深刻な問題を有しているのではないかという疑惑が漸次浮上してきた。やがて岡村繁氏の研究を皮切りに、『左氏会箋』の注釈の自説部分について、相当な分量が亀井昭陽説の剽窃であることが明らかにされた。また、つい最近、竹内航治氏が、井井の自筆資料を中心に調査を行い、井井注にみえる一部の清の学者の説は、原書によるものではなく、安井息軒の『左伝輯釈』から孫引きしたものであることを明らかにした。

筆者は経学の専門家ではないが、最近取り組んでいる『史記』版本の研究上、しばしば井井の『左氏会箋』を読む機会がある。あるとき、『左氏会箋』を繙いていると、その序文の一部が、島田翰の『古文旧書考』のある章節に極めて似ていることに気づいた。それをきっかけに、『左氏会箋』の序文と『古文旧書考』及びほかの島田翰文献との関連性を調査した。結果として、『左氏会箋』の最終作成者（或いは事実上の執筆者）は、恐らく明治の官財学界に強い影響力を持ち、長らく時の学術界に君臨していた竹添井井本人ではなく、彼を師として仰ぎ、のちに日本の書誌学界によって追放され、ついに逮

捕され獄中に虚しく自殺した島田翰（一八七九〜一九一五）ではないかという結論に辿り着いたのである。また、『左氏会箋』の底本は、学士院賞の受賞理由として挙げられていた金沢文庫旧蔵本ではなく、慶長古活字版『春秋経伝集解』である疑惑も浮上してきた。

本稿は、紙幅の関係で、ひとまず『左氏会箋』の井井序文及び附記に即して、この両文が、いかに多く島田翰の文章から転用したものであったか、逐一例証してみようと思う。なお、以下に列挙する井井文の底本は、明治三十六年（一九〇三）井井書屋刊行本を用いる。島田文の底本は、明治三十八年（一九〇五）民友社初版本を用いる。

二 『左氏会箋』序文に見える島田文の剽窃例

結論から言うと、井井の『左氏会箋』序文の殆どは、島田翰の「舊鈔本考序」（以下「島田舊鈔」と略称）、「書冊装潢考」（以下「島田装潢」と略称）、「春秋経傳集解三十卷 卷子本」（以下「島田集解」と略称）の三つの文章を、切り貼りして再構成したものである。具体的な考証は以下の通りである。

（*通し番号、傍線、波線などの記号は筆者による。また、紙幅の関係で一部の文字を省略する。なお、井井文に四角囲みを施した所は、井井独自の文字を示す。島田文に傍線を施した所は、井井文と全く一致すること、波線を施した所は井井文と

近似している部分を示す。文末の番号は、該当文章を記載した民友社本『古文旧書考』の巻数とページ数を示す。

①〔井井序文〕左氏傳之存於皇國者、以御府舊鈔卷子本金澤文庫本爲最古、凡三十卷。蓋隋唐之遺經、而音博士清原氏世世相傳以授于北條氏者也。

〔島田集解〕舊鈔卷子本春秋經傳集解者何也。六朝之遺經、而王段吉備氏之所齎、音博士清原氏世々相傳以授于北條氏者也。(152表)

②〔井井序文〕每卷有延年五年及應德・保延・久安・仁平・久壽・保元・應保・長寬・嘉應・治承・壽永・元曆・建曆・建保・承久・天福・延應・仁治年間各記。又有建長中越後守實時、參河守教隆、正嘉中清原直隆、文永中清源俊隆、弘安中左近衛將監顯時諸跋。而應永年間山内翁怡記其卒讀年月日子卷末。〔島田集解〕卷末有建長中越後守實時、參河守教隆、文永中俊隆、正嘉中清原直隆、弘安中左近衛將監顯時跋、皆係親筆題署。又有延久・保延・仁平・久壽・應保・長寬・嘉應・治承・養和・壽永・元曆・建曆・建保・承久・延應各記、又每卷末有應永山内翁怡識語、詳記其讀校起止、筆力勁健、尤可欽仰。(159裏〜160表)

③〔井井序文〕恭惟皇國列聖相承、大敷文德、當推古天智之盛。通使於隋唐、博徵典籍。

〔島田集解〕恭惟皇國列聖相承、大敷文德、昔者

當推古天智之盛。遠通信於隋唐、博徵典籍。(152表)

④〔井井序文〕其建學也、參取唐制。太寶學令、左傳兼用服社二注、經筵開講、例進讀焉。

〔島田集解〕皇國建學、參取唐制。太寶學令、左傳兼用服社二注、經筵開講、例進讀焉。(159裏)

⑤〔井井序文〕則隋唐遺經之存、無足異矣。嘗攷書冊之制、三代以上用簡策、周末至漢竹帛並用、漢魏以後、始用紙裝爲卷子。

〔島田集解〕嘗考書冊之制、三代以上用方策、春秋以至漢、竹帛並用、漢以後始用紙。帛與紙多裝爲卷子。(153表)

⑥〔井井序文〕隋時秘書閣書、上品紅琉璃軸、中品紺琉璃軸、下品漆軸。唐開元時、經史子集分甲乙丙丁四庫、皆寫以益州麻紙。經庫皆鈿白牙軸、黃帶紅牙籤。史庫鈿青牙軸、縹帶綠牙籤。子庫雕紫檀軸、紫帶碧牙籤。集庫綠牙軸、朱帶白牙籤。此隋唐裝收卷軸之制也。

〔島田集解〕隋志煬帝即位、祕閣之書、上品紅琉璃軸、中品紺琉璃軸、下品漆軸。大唐六典云、其經庫書鈿白牙軸、黃帶紅牙籤。史庫書鈿青牙軸、縹帶綠牙籤。子庫書雕紫檀軸、紫帶碧牙籤。集庫書綠牙軸、朱帶白牙籤。以爲分別。(121裏)

⑦〔井井序文〕廣川書跋及岳珂寶真齋法書贊並云、唐許渾用烏絲欄、書其詩爲集。蓋用欄界、卽簡策

之遺意，殆肇於用帛時而後世仍之也。

〔島田裝潢〕廣川書跋及岳倦翁寶真齋法書贊並云、唐許渾用烏絲欄、書其詩爲集。蓋用界畫格、即簡策之遺意、殆肇於用帛時而後世仍之。〔1-20裏~21表〕

⑧〔井井序文〕故吳志孫策傳注引江表傳云、宮崇詣闕、上師于吉所得神書於曲陽泉上。白素朱界、號太平青領道、凡百餘卷。是知用欄界、遠在於六朝以前矣。〔按、「江表伝」、卷末の「正誤表」に「志林」に改める〕

〔島田裝潢〕又吳志孫策傳注引志林曰、宮崇詣闕、上師于吉所得神書於曲陽泉上。白素朱界、號太平青領道、凡百餘卷。（中略）而用此畫界、亦在於六朝以前矣。〔1-21裏~22表〕

⑨〔井井序文〕凡皇國所傳舊鈔卷子本、皆用烏絲欄。而皇國讀法、不需用字音、兼用義訓、或向上讀、或連下讀、故古者音博士、施朱點於字四隅及行間、以授讀法、所謂於古登點是也。

〔島田集解〕點校詳密、讀法亦精。蓋皇國讀法、不需用字音、兼用義訓、或向上讀、或連下讀、故古者音博士、以朱墨施字四隅上下及行間、以授其讀法、所謂於古登點是也。〔1-54裏〕

⑩〔井井序文〕卷子本左傳亦然、而木軸紫帶、紺紙裝之、猶沿隋唐之制也。

〔島田裝潢〕而祕府舊鈔卷子本左氏集解及群書治

要等書、多用紫檀軸者、賴以避蠹濕也。〔1-21裏~22表〕

⑪〔井井序文〕唐人真本、今存皇國者、除余家漢書揚雄傳外、尾張眞福寺有漢書食貨志、而田中宮相所藏喪服小記義疏爲天平年間鈔本、亦當唐開元時。

其餘世家古剝所傳卷子、皆殆千年物。而當時音博士仍隋唐真本、施點相授、以貴傳統。真本面目、絲毫不改、其零卷殘葉、亦是吉光片羽。

〔島田舊鈔〕其所謂出於唐時鈔本者、如漢書楊雄傳及莊子刻意編是也、異同夥多、極多善處、所謂淵源於隋唐者、如左氏集解、禮記子本疏義是也。

是皆當日古博士據舊本所傳鈔、誤以傳誤、訛以傳訛、真本面目、絲毫不改、故雖名爲傳鈔本、而實與隋唐鈔本無異矣。〔1-14表〕

⑫〔島田集解〕其斷簡零編、猶尚可寶弄。〔1-52表〕

〔井井序文〕而左傳三十卷、獨爲足本、洵絕世之寶也。

〔島田集解〕而是書三十卷、巍然獨存、豈非至寶哉。〔1-52表〕

⑬〔井井序文〕試以宋本對校、文字異同不尠、而印本脫誤、可賴此補正者極多。

〔島田集解〕以宋本再三對校、辨其異同、正其體式。〔1-60裏〕

⑭〔井井序文〕如年首經傳二字、是始合經傳時所題別。其在欄上、體例固當然也。開成之刻于石、既

無欄界、故連書之。而北宋以來刻本、皆入諸欄内、與本經無別。是誤之尤大者也。

〔島田集解〕即如年首經傳二字、皆在欄上、是始合經傳時所題以別之。其在欄上、體例固當然也。開成之刻于石、既無欄界、故連書之。而北宋以來刻本、皆入諸欄内、與本經無別。〔152裏〕

⑮〔井井序文〕余深爲斯經慨焉。乃以卷子本爲底本、參之石經與宋本。而經注之有異同者、加小圈于右旁、一一疏明。但注中之也等字無關義理者、則畧焉、避其煩也。近儒之注左氏者、予所涉獵、在皇朝則中井氏積德・(中略)皆有定說、而龜井氏最爲詳備。在清則顧氏炎武(中略)。若夫誇博衍新、栩栩自喜者、固不足與議。至於以掠人美爲嫌、則猶淺丈夫之心也。夫明治二十六年六月漸卿竹添光鴻序。

以上の考証によつて、『左氏會箋』の井井序文は、文章最後の日中左伝学者の名前を列挙して會箋の編纂体裁を説明する部分を除き、その論述部分の殆どが、島田文から借用したものであることがわかる。

三 序文附記に見える島田文の剽窃例

さらに、序文の本文部分のみならず、その後ろに附記として挙げる金沢文庫旧蔵本や宋本などに関する考証も、調査したところ、殆ど島田翰の「宋槧本考」(以下

「島田宋槧」と略称)、「春秋經傳集解二卷 殘宋闕民字本」(以下「島田闕民」と略称)、「春秋經傳集解二卷 江公亮刻興國軍刻本」(以下「島田江公」と略称)、「春秋經傳集解二卷 正中刻本」(以下「島田正中」と略称)という四つの文章から借用したものであることがわかつた。具体的な考証は以下の通りである。

①〔井井附記〕金澤文庫遺址在今神奈川縣久良郡金澤村、北條實時所創建也。實時世爲鎌倉右族、右京權大夫義時孫、陸奥五郎實泰子。建長七年乙卯任越後守、建治二年丙子卒、歲五十三。其子曰顯時。顯時子曰貞顯。文永七年庚午顯時除左近大夫將監、稱越後左近大夫將監。弘安三年庚辰任越後守。正安三年辛巳卒。貞顯正安四年壬寅除中務大輔、號金澤大夫殿。嘉元二年甲辰任越後守。正慶二年癸酉相模入道高時自盡於鎌倉東勝寺。實時時有參河守清原教隆者、音博士大外記賴葉之孫、助教仲隆之季子。家學相承、以至教隆。仁治二年辛巳任參河守。建長四年壬子除引付衆。正元元年巳未授直講。文永二年乙丑卒於京都、壽六十七。直隆・俊隆皆其子也。其在鎌倉也、參北條氏幕政、實時遇以師礼而受業焉。

〔島田集解・夾注〕金澤文庫在今神奈川縣久良郡、北條實時所創建。實時世爲鎌倉右族。實、

右京權大夫義時孫、而陸奧五郎實泰子也。建長七年乙卯任越後守（即宋理宗寶祐三年）、建治二年丙子卒、歲五十三。其子曰顯時。顯時之子曰貞顯。文永七年庚午顯時除左近大夫將監、稱越後左近大夫將監。弘安三年庚辰任越後守。以正安三年辛丑卒。貞顯以正安四年壬寅除中務大輔、號金澤大夫殿。嘉元二年甲辰任越後守。正慶二年癸酉同相模入道高時自盡於鎌倉東勝寺。實時有參河守清原教隆者、大外記賴葉之孫、助教仲隆之季子。家學相承、以至教隆。仁治二年辛丑任參河守。建長四年壬子除引付衆。正元元年巳未授直講。以文永二年乙丑卒於京都、壽六十七。直隆・俊隆皆其子也。其在鎌倉也、參北條氏幕政、實時遇以師禮而受業焉。〔1-60表〕

②〔井井附記〕御府舊鈔卷子金澤文庫本左傳三十卷、乃其所授諸經之一也。卷子之制接粘楮箋、每張縱長九寸三分五釐、橫幅一尺六寸三分。烏絲欄界、界格高七寸二分、廣一寸、欄外上下俱一寸一分。每張十六行、行十四五十六字、注雙行、廿一二字不等。

〔島田集解〕卷子之制接粘楮箋、烏絲欄界。每張縱長九寸三分五釐、橫幅一尺六寸三分、縫繼八釐許。欄界高七寸二分、一欸廣一寸。每張十六行、々十四五十六字、注雙行、二十一二字不等。〔1-54裏~55表〕

③〔井井附記〕又有背記、有標記、有識語。凡古紙堅緻、表裏皆可書、故抱朴子曰、洪家貧、常乏紙、每所寫皆反覆有字。而南史云、沈雲禎以反故抄寫、即錄注疏家諸說之及於經傳者於紙背、爲背記。又標字義句解及經傳異同於欄上下及行間、爲標記。卷尾記其鈔讀起止及其書之所以自來、爲識語。大唐書儀曰、隋時修文館寫書、卷本間一行留空紙、每一卷畢、記名空處。

〔島田舊鈔〕又卷子、有背記、標記、識語。古紙堅緻、表裏皆可書、故抱朴子所爲、反覆有字。而南史云、沈雲禎以反故抄寫、即錄注疏家諸說之及於經傳者於紙背、爲背記。又標字義句解及經傳異同於欄上下及行間、爲標記。卷尾記其鈔讀起止及其書之所以自來、爲識語。（中略）大唐書儀曰、隋時修文館書寫、卷本間一行留空紙、每一卷畢、記名空處。〔1-22表〕

④〔井井附記〕是舊鈔左傳三十卷、雖不記寫者名、亦卷末隔一行留空紙、乃知古卷子之制、皆備于此書矣。又古遇重文、多省不書、只於下作二畫以識之。鄒子鐘盪鐘鐘齊侯鐘、欸識皆然。即雖文不相連屬者、亦爲之字。如石鼓文君子員邈邈員旂、作君子員之邈之員旂是也。秦漢金石尚多有之、至唐以後則亡、而是卷子中重文多用二畫矣。

〔島田集解〕古書遇重文、多省不書、但於下作

二畫以識之。鄒子鐘盃蘇鐘齊侯罇鐘、欵識皆然。則雖文不相連屬者、亦為之字。如石鼓文君子員、邈員邈員旂、作君子員、邈、員旂是也。而秦漢金石多有、至唐以後則亡矣。(中略)是書二字重文、多於每字下加二畫而識之。〔J-G裏〕〔S表〕

⑤〔井井附記〕又注中之也。矣也。也矣之類極多。詩小雅四月篇、六月徂暑。毛傳、六月火星中、暑盛而往矣。舊鈔卷子本玉燭寶典引矣下有也字。周禮地官日至景尺有五寸、謂之地中。鄭注、今潁川陽城爲然。寶典引然下有之者也三字。春官、以冬至、致天神人鬼。鄭注、致人鬼於祖廟。寶典引廟下有之也矣哉也乎也七字。其他唐鈔楊雄傳注、金澤文庫卷子本文選注、皆多有語辭。蓋先儒傳注之躰、每於句絕處、乃用語辭以明意義之深淺輕重、而後人不察焉、視爲繁蕪。及刻書漸行、憂工多費鉅、於是務芟語辭、以省其工、而古意掃地矣。

〔島田集解〕又是書之也。矣也。也矣之類極多。詩小雅四月、六月徂暑。毛傳、六月火星中、暑盛而往矣。玉燭寶典引矣下有也字。(中略)周禮春官、以冬至、致天神人鬼。鄭注、致人鬼於祖廟。寶典引廟下有之也矣哉也乎也七字。地官、日至景尺有五寸、謂之地中。鄭注、今潁川陽城爲然。寶典引然下有之者也三字。(中略)其他唐鈔本楊雄傳注、金澤文庫卷子本文選注等、皆多

有語辭。(中略)蓋先儒注躰、每於句絕處、迺用語辭以明意義之深淺輕重。(中略)而淺人不察焉、視爲繁蕪、迺擅刪落加之。及刻書漸行、務略語辭以省其工、併不可無者、而皆刪之、於是蕩然無復古意矣。〔J-G裏〕〔S表〕

⑥〔井井附記〕又卷子中多用異字、如爾作尔、肉作宀、殺作煞、包作苞、協作葉、叔作尒、禮作礼、役作伋之類是也。至經作經(工→二)、傳作傳、興作興、春作春、夷作夷之類、則皆齊梁間通俗作俗字。而唐諱則多闕焉。後魏書稱、世易風移、文字改變。篆形謬錯、隸體失真。俗學鄙習、復加虛巧。談辯之士、又以意說。眩惑於時、難以釐改。宋景文筆記曰、後魏北齊時、里俗作偽字最多。據此則俗躰訛文之行六朝爲甚、而卷子中比比有之矣。是其源出於六朝亦可知矣。

〔島田集解〕又卷子中多用異字、如爾作尔、肉作宀、鄒作鄒、鼎作鼎、殺作煞、包作苞、協作葉、莊作庄、叔作尒。玉篇、干祿字書、文字指歸、廣韻、集韻、龍龕手鑑可斟也。又別有壞字缺字、如經作經(工→二)、傳作傳、興作興、春作春、牆作墻、夷作夷之類、是皆齊梁間通俗訛字。當時金石碑版成此體(來注省略)。後魏書稱、世易風移、文字改變。篆形謬錯、隸體失真。俗學鄙習、復加虛巧。談辯之士、又以意說。眩惑於時、難以釐改。宋景文筆記曰、後魏北齊時、

里俗作僞字最多。(中略)是其源出於六朝亦可知矣。〔1-53表~54表〕

⑦〔井井附記〕今亡論異字俗字、於其始出、皆著于篇、及後屢見則改從宋本、避好異之嫌也。所對校宋本凡四通、一爲闕民字本、今僅存卷第二十及卷二十九。字体端嚴、書法撫魯公、紙質淨緻、墨光煥發、蓋北宋監本也。每半頁六行、行十五字。注雙行、十五字。界長七寸五分、幅五寸四分五釐、避諱自民字至徵字、板心有刻工陳元孔溥氏名。

〔島田闕民〕而闕民字本最善、其稱曰闕民字本、何以闕唐諱民字作尺也、而宋諱則闕徵字、是以知其爲英宗時刊本也。今僅存卷第二十及卷二十九二卷。字体豐容、書法撫魯公、紙質淨緻、光澤炫目。(中略)四周單邊、每半頁六行、行十五字。注雙行、十五字。界長七寸五分、幅五寸四分五釐以至五寸五分、參差不一。(中略)縫心有刻工陳元孔溥氏名、而正宗覆本無之。〔2-25表裏〕

⑧〔井井附記〕一爲正中覆宋本、是覆上記北宋本者。卷末有正中二年巳丑仲春釋圓澄重刊記。經文直與杜序相接、民作尺、弘作弘、殷作殷、玄作玄、匡作匡(闕末筆)、筐作筐(闕末筆)、恒作恒、貞作貞(闕末筆)、慎作慎(闕末筆)、徵作徵(闕

末筆)。皇國正中二年、當元泰定二年、距今殆五百八十年矣。

〔島田正中〕正中覆宋本者、是正中二年覆宋本、所載北宋闕民字本者。(中略)卷末有跋云、右一部三十卷、(中略)正中二年巳丑仲春釋圓澄謹志、其卷第一直與杜序相接、蓋一仍宋本之次第也。民作尺、弘作弘、殷作殷、玄作玄、匡作匡(闕末筆)、筐作筐(闕末筆)、恒作恒、貞作貞(闕末筆)、慎作慎(闕末筆)、徵作徵(闕末筆)。(中略)爲正中二年即元泰定二年、距今殆五百八十年。〔3-15表〕

⑨〔井井附記〕一爲江公亮本、嘉定六年江公亮所刊。卷末有江跋云、臨川舊有版行五經三傳、比他郡者爲精好、歲久浸底磨滅。公亮選庠序生員、重加校讐、閱歲始辨。嘉定六禩閏月上澣、三衢江公亮謹記。一爲興國軍學本、嘉定九年刻於興國軍學者。嘉定丙子聞人摸跋云、本學五經舊版、乃僉樞鄭公仲熊分教之日所刊、實紹興壬申歲也。歷時浸久、字畫漫滅。且缺春秋一經云云。迺按監本及參諸路本而校勘其一二舛誤云云。每張十六行、行十七字。注双行、十七字。左右双邊、界長七寸三分、幅四寸九分。其行款與江公亮本同。弘殷玄匡筐恒貞慎慎徵讓襄桓宥涇構觀敦闕末筆。每葉板心有刻工氏名。末尾附經傳識異。

〔島田江公〕所謂江公亮本者、嘉定六年江公亮所刻。其原蓋出於北宋闕民字本、而異同大率相同。卷末有江跋云、臨川舊有版行五經三傳、比他郡者爲精好、歲久浸底磨滅、幾不可讀。公亮來守是邦、(中略)選庠序生員、重加校讐。撙節用度、銖積寸累、以供其費、閱歲始辨。(中略)嘉定六禩閏月上澣、三衢江公亮謹記。一爲興國軍學本、嘉定九年刻於興國軍學者。聞人摸跋云、本學五經舊版、乃僉樞鄭公仲熊分教之日所刊、實紹興壬申歲也。歷時浸久、字畫漫滅。且缺春秋一經。(中略)迺按監本及參諸路本而校勘其一二舛誤。(中略)左右雙邊、每張十六行、行十七字。注双行、十七字。界長七寸三分、幅半版四寸九分。其行款與江公亮本同。(中略)係元和以後補鈔。弘殷玄匡筐恒貞慎徵讓襄桓完涸構觀敦闕末筆。總心有刻工氏名、(下略)經傳識異(記)云。〔2-2 7表~28裏〕

⑩〔井井附記〕以上四本、大抵相類。五代會要云、

後唐長興三年二月中書門下奏請 依石經文字刻九經印板、勅令國子監、集博士儒徒、將西京石經本、各以所業經句度、抄寫注出、子細看讀。然後顧召能雕字匠人、各部隨帙印板、廣頒天下。晁公武石經考異序云、唐太和刻十二經、立石國學。後唐長興中、詔國子博士田敏、校諸經、鏤之板。故今世大學之傳、獨此二本爾。由是而

知、及長興監本乃原於石經。而宋時墨版、盡出於石經、與長興本無異乎。其舛樣相肖、而異同亦相若也。故會箋中摠稱宋本、不復一一識別。

〔島田宋槧〕五代會要云、後唐長興三年二月中書

門下奏請、依石經文字刻九經印板、勅令國子監、集博士儒徒、將西京石經本、各以所業經句度、抄寫注出、子細看讀。然後顧召能雕字匠人、各部隨帙印板、廣頒天下。(中略)晁公武石經考異序云、唐太和中刻十二經、立石國學。後唐長興中、詔國子博士田敏、與其僚校諸經、鏤之板。故今世大學之傳、獨此二本爾。由是方知、長興

監本乃原於石經。而宋時槧版、盡出於石經、與長興本無異乎。其舛樣相似、而異同亦相若也。

⑪〔井井附記〕其餘祕府所儲左傳、尚有宋淳熙丙申種德堂增釋文本、及舊鈔本數通。某家又藏宋建安劉叔剛刊注疏舊本。余亦藏元槧林堯叟直解七十卷本。但劉本則山井氏彝考文已引之、直解本則無甚異同。如種德堂本及舊鈔本、一則宋時坊本、一則不過從舊刊覆江公亮本傳鈔本、故概從省。

〔島田江公〕祕府所儲祕笈、浩如烟海、而左氏集解、尚有宋淳熙丙申種德堂刻本(夾注省略)、及舊鈔本數通(夾注省略)。而師門藏元槧林堯叟直解七十卷本(夾注省略)。先大夫又儲宋建安劉叔剛刊注疏舊本、及宋槧明正德修十行本等、合

之當得八九通矣。但劉本十行本、則山井氏彝考文已引之、直解本則隱括開成石本成書者、(中略)實與石經無相異矣。其餘如種德堂本及舊鈔本、一則宋時坊本、一則不過從舊刊覆江公亮本傳鈔、故善處亦寥寥焉。(中略)於元本以下概從省。〔29表〕裏)

⑫〔井井附記〕昔時典籍之舶載者、自藤原佐世見在書目、以至通憲藏書目、其所著錄、概皆埋晦亡佚、不可復問。

〔島田集解〕抑昔時典籍之舶載者、自藤原佐世見在書目、以至通憲藏書目、其所著錄、亦復何限、而概皆埋晦亡佚、不可復問。〔29表〕裏)

⑬〔井井附記〕而左傳三十卷、獨存爲清原氏相傳之本以授北條氏、完存于金澤文庫。及德川氏定霸、收入紅葉山文庫。今則升爲御庫物、殆有神物呵護之者。

〔島田集解〕是書原爲清原氏相傳之本、後入德川氏紅葉山文庫。明治之初、收爲內閣記錄局千代田文庫藏。二十四年納諸宮內省圖書寮、今則升歸御庫有、嶄然爲壓庫物矣。〔29表〕裏)

〔島田集解〕而是書獨完存、殆如有神物在々處々呵護之者然。〔29表〕裏)

⑭〔井井附記〕惟夫祕府所儲、學者末由寓目。此淺學余之所以請觀於祕府、校其異同、仍其體式、成此會箋之書也。光鴻。

〔島田集解〕惟夫祕府所儲、非人間可得而窺、學者莫由寓目自己。此我師所以請觀於祕府、以宋本再三對校、辨其異同、正其體式、以是爲藍本、而成會箋之書也。明治三十三年太歲庚子夏六月十八日島田翰謹藁。〔29表〕裏)

以上の考証によると、『左氏會箋』序文末尾に添付された附記部分の文章で、井井のオリジナルの文章として認められるのは、②「御府舊鈔卷子金澤文庫本左傳三十卷、乃其所授諸經之一也」、④「是舊鈔左傳三十卷、雖不記寫者名、亦卷末隔一行留空紙、乃知古卷子之制、皆備于此書矣」、⑥「而唐諱則多闕焉」、⑦「據此則俗隸訛文之行六朝爲甚、而卷子中比比有之矣」、⑧「今亡論異字俗字於其始出、皆著于篇及後、屢見則改從宋本、避好異之嫌也。所對校宋本凡四通」、⑩「故會箋中摠稱宋本、不復一一識別」などのごく僅かな分量しかないことがわかる。

四 『左氏會箋』編纂に対する島田翰の言及

すでに前文にも述べたように、『左氏會箋』の初版は明治三十六年であり、『古文旧書考』の初版は明治三十八年である。井井が直接『古文旧書考』から文章を盗用したとは、まず考えられない。

ところが、井井序文は自作に基づいて書いたものであり、自分こそ『左氏會箋』の事実上の編著者であると、

島田翰本人に度重なる主張を行なっていたのである。ちなみに、島田翰は、『古文旧書考』を編集する際、「春秋經傳集解三十卷 卷子本」（落款によつて本篇は明治三十三年の作であることが分かる）の文末に、わざわざ次のような文章を新たに書き加えたのである。

翰年二十有二、奉命問丈、草師翁左氏會箋提要十二篇、是文及書冊裝潢考則其一也。今茲初夏、翰之將遊燕京也。夫子召翰泣謂曰、汝之致力於我會箋、亦可謂至矣。庚寅之冬、予三校祕府卷子本左氏傳注歲汝又代予復六校之、予年老、懶於檢尋諸書、汝於是乎有提要之作。點校之勞、搜討之難、亦惟汝是賴。予將加汝提要於會箋末、使後人知予之所以啓迪訓導於汝者。獨奈汝以不謹卒陷大禍何。就汝提要抄撮其最是者、置之自序後、則是爲是也。然使此罹鼠喫嚼餐之厄、亦予之所不忍。宜留汝藁於集中。翰唯退而泣曰、予之奉遺命始執贊於夫子也。夫子以爲可教、盡其所藏祕笈以讀書翰、々之厄於足利也。夫子以身護翰、況夫子以學海耆宿、徵文於黃口小兒如翰者、其盛意果爲何如也。是錄之成、即謹奉夫子之盛意、加之於舊鈔本考之中、以告後之爲師爲弟子者。三十六年歲次癸卯冬十一月翰又記。

この記述によれば、井井が金沢本を見たのは、「庚寅之冬」、つまり明治二十三年（一八九〇）、『左氏會箋』が

出版される十二年も前のことである。その後、ほかならぬ自分が六度に涉つて諸本の異同を丁寧^にに調べ直した。文に井井のセリフとして「點校之勞、搜討之難、亦惟汝是賴（点校の勞、搜討の難、亦た惟だ汝を是れ頼る）」と記したのも、自分こそが、『左氏會箋』の事実上の編著者であると、強く示唆したかったのであろう。

さらに、上記の記事を読むと、当初、『左氏會箋』が刊行される際に、島田翰の「左氏會箋提要十二篇」を、會箋の巻末に収録するという約束が交わされていたようである。だとすれば、島田翰にとつて、作者の名に連なることこそなされないものの、少なくともこのような形で自分が『左氏會箋』に対して大きく貢献したことが認められるはずだったのである。ところがいざ蓋を開けてみれば、掲載されるどころか、島田翰の提要が、井井による切り貼りを経て井井序文や附記と化し、島田翰の名前は、どこにも載せられていなかった。「獨奈汝以不謹卒陷大禍何（独り汝の不謹を以て卒に大禍に陥るを奈何せん）」という井井が泣きながら発した言い訳が、強烈な性格の持ち主である島田翰を承服させたとは、到底考えられない。

現実では井井に逆らうことができない。しかし、島田翰は、明治三十八年に出版した『古文旧書考』に、自分が如何に『左氏會箋』の編著に深く関わっていたかを、所々（主に前掲した諸文）飄々と言及していた。それらの文章において、表面上では師の井井に対して尊敬の意

を表明し続けているが、「使後人知予之所以啓迪訓導於汝者（後人をして予の汝に啓迪訓導せらるる所以を知らしむ）」というような普通の師弟関係ではあり得ない言辭からみると、島田翰の心には、やはり『左氏会箋』の編著過程における自分が果たした重要な役割を、どうしても後人に伝えたいという気持ちだが、依然として強く保たれていたことが推察できる。

さらに、島田翰は、『古文旧書考』巻三「春秋經傳集解正中刻本」に、次のようなエピソードも書き残している。

是書、予獲之於新井君政毅。壬寅之夏、予奉命間文、將製師翁左氏會箋異同考、持以在小田原荒久之莊、九月二十八日、颺風忽起、狂濤滔天、湘南十里之地、伏尸相接。舉師翁古器珍玩、及是書首卷至卷第十六十五冊、盡隨怒濤去、遂與蒼草同漸滅於終古、良可歎也。

「壬寅之夏」とは、明治三十五年（一九〇二）の夏のことを指す。「將製師翁左氏會箋異同考（將に師翁の左氏會箋異同考を製せんとす）」とは、島田翰が自分がこの年に『左氏会箋』を編著する最中であつたという意味である。前挙の明治三十六年の島田文と合わせてみると、井井が序文において示した明治二十六年という『左氏会箋』の成書年は、嘘であることがわかる。

さらに、島田翰の記述によれば、この年の九月二十八日に、井井が隠居している小田原が津波に見舞われ、井井の蔵書や骨董品もすべて波に呑まれてしまった。唯一救われたのは、この新井政毅から譲られた正中本『左氏春秋集解』の半分のみである。

もし井井別荘が津波によって流されたということが事実であれば、現存している井井の『左氏会箋』関係の稿本資料は、大津波の時に井井の小田原宅に置かれていなかったことが推察できる。つまり、井井自身が作成した資料は、恐らく『左氏会箋』の事実上の編纂者である島田翰の手にあり、それによって幸いにも大津波の難から逃れられたのであろう。

もちろん、この推測を証明できる実物も存在している。井井蔵書の一つであり、島田翰が『左氏春秋集解』の諸本の異同を調べる時に使用した慶長版活字本が、現在武蔵大学図書館の蔵書になっている。しかもこの『左氏会箋』に全く言及されていない慶長本こそは、島田翰が各本の文字異同を調べた底本であつた。残念ながら、筆者は現段階ではまだこの慶長本を閲覧する機会に恵まれていない。しかし、『左氏会箋』に記されている文字異同の信憑性を確かめるに、金沢旧蔵本と慶長版活字本との再校勘も欠かせないに違いない。

さて、大津波に見舞われ、すべての蔵書を失つた竹添井井にとつて、『左氏会箋』の完成と公刊は、恐らく己の人生の集大成であつたのであろう。彼が如何なる思い

で島田翰との約束を破り、『左氏会箋』から彼の「提要十二篇」を除外するという決断を下したのか、今になっては知る由がない。しかしながら、彼が「提要十二篇」を切り貼りして急いで作成した序文と附記の中に、自分が『左氏会箋』の編著者ではない証拠を、不用意にも自ら残してしまったのである。証拠になるのは、下記の一文である。

是舊鈔左傳三十卷、雖不記寫者名、亦卷末隔一行留空紙、乃知古卷子之制、皆備于此書矣。

これは、ほんの僅かな井井オリジナルの文章中の一文である。恐らく井井がこの文を書き添えたのは、金沢本の由緒の正しさをより明確に指摘したかったからであろう。しかし、「不記寫者名（写者の名を記さず）」というのは、長らく金沢本を見ていなかった井井の全くの勘違いである。実は金沢本の巻末の多くには、書写奥書が存在していたのである。例えば巻八には、次のような奥書が記されている。

文永元年四月二日書寫了 三位清原直隆

しかも、『左氏会箋』が出版される際、旧鈔本の奥書もまた翻字の上、各巻末に附されていた。もし井井が『左氏会箋』の最終編纂に関わっていたとしたら、恐らくこ

のような単純ミスを犯すことはなかったであろう。

最後にもう一言付け加えると、『左氏会箋』の編纂を最後まで島田翰に任せ切ったのは、皮肉にも井井にとつて全くもって取り返しのない失策となつてしまったのである。なぜならば、実は『要旨』の中で一番高く評価されていた金沢本の整理及び諸本文字校勘に、信じがたいような捏造があつたからである。まず一つには、すでに長澤規矩也氏が指摘したように、『左氏会箋』に記す宋本（闕民字本）と正中本（園澄本）とは、実は島田翰が捏造した烏有の本であることが判明した。もう一つには、『左氏会箋』の底本であつた金沢本そのものが、『左氏会箋』が主張した「隋唐の遺経」でもなければ、後に『古文旧書考』で書き改めた「六朝の遺経」でもなく、その一部は、間違いなく鎌倉時代に新たに渡来した「摺本」によるものであつたのである。今後は、武蔵大学所蔵の慶長活字本と金沢本と照らし合わせ、この問題に關しては、別稿で論じたい。

注

(1) 狩野直喜「山井鼎と七經孟子考文補遺」（『内藤博士還曆祝賀 支那學論叢』、弘文堂書房、大正十五年）を参照。

(2) 帝国学士院編『大正三年受賞審査要旨』を参照。ちなみに、竹添井井の授賞審査要旨の全文は左記の通り。

左氏會箋ハ竹添進一郎君ノ漢文著書ニシテ春秋左氏傳杜預集解二更ニ會箋ノ名ヲ以テ註釋ヲ加ヘタルモノナリ今

内容ヲ見ルニ

第一本書ハ帝室ノ秘書タル卷子本即金澤文庫本ヲ底本トシ而シテ之ヲ石經本及ビ數種ノ宋版本ニ對校シテ經傳及ビ杜註トモ一々其文字ノ異同ヲ舉ゲ傍ラ公羊傳穀梁傳ノ經文ノ文字ノ異同ヲモ示シタリ。

第二本書ハ和漢ノ註釋家中本邦ニ在リテハ中井、増島、太田、古賀、龜井、安井、海保ノ七氏ヲ舉ゲ皆有定説而龜井氏最爲詳備ト贊シ清國ニ在リテハ顧藹、二萬、王、毛、惠、馬等二十九家ヲ舉ゲ各有笱穫ト稱シ此等諸家其他ノ諸書ヲ涉獵シテ得タル所ヲ融合貫通シ箋曰ヲ冒頭トシテ註解ヲ附シタリ。

因テ案ズルニ春秋左氏傳ハ漢字ニ關シテハ重要ナル書籍タルハ固ヨリ言ヲ待タズ而シテ其經傳ノ文字異同ヲ對校セシモノ他ニ其類ナキニ非ラズト雖モ本書ノ底本トセシ所ノ卷子本ハ蓋シ隋唐ノ遺經ニシテ本邦ニ存スル左氏傳ノ最古ナルモノナラム昔時清原氏ガ之ヲ鎌倉ノ北條氏ニ傳授シ金澤文庫ノ藏本トナリ徳川氏ノ世ニ楓山文庫ニ収メ今ハ帝室秘庫ノ御物タリ世人ノ容易ニ目ヲ寓スベキモノニアラズ著者ガ特ニ請テ之ヲ底本トシ而シテ他ノ古原本ト對照シテ一々其異同ヲ舉ゲ多ク遺憾ナキニ至ラシメタルハ學者ニ俾益ヲ與フルコト多大ナリ會箋編述ノ方法ニ前人ノ創說卓見ヲ區別セザルモノアルニ於テ多少世論ナキニ非ラズ然レドモ其成績ニ於テハ博ク和漢數十碩學ノ論說解釋ヲ網羅シ之ヲ融會貫通シテ一書中ニ収メタルヲ以テ左傳ノ註釋書中最モ完備セルモノト謂フベシ

(3) 例へば、上野賢知『春秋左氏伝雑考』一七 左氏会箋

三稿(『東洋文化研究所紀要第二輯、無窮会東洋文化研究所、昭和三十四年)に、すでに『左氏会箋』の編纂上における島田翰の関与を指摘する。また、斉藤兼茂「初代琳琅閣主人とその周辺・島田重礼父子」(『反町茂雄編集』『紙魚の昔がたり 明治大正篇』、八木書店、平成二年)に、「島田翰さんは竹添進一郎先生に従つて、古書の校勘をなさつておられました。例の左氏会箋なども随分お手伝いしたそうです」という指摘からも窺える。

(4) 岡村繁「竹添井井の『左氏会箋』が剽窃した一つの種本」『漢語・漢文の世界II』、漢水社、昭和五十九年)を参照。

(5) 竹内航治「静嘉堂文庫蔵『左傳集説』について―『左氏会箋』の準備稿―」(『東洋古典学研究』第三十七集、平成二十六年)を参照。

(6) この「大禍」とは、島田翰が足利学校の本を窃盗したことが明るみに出たことを指す。このことについては、高野静子「小伝 鬼才の書誌學者 島田翰」(『統蘇峰とその時代小伝島田翰他』、徳富蘇峰記念塩崎財団、平成十年)を参照。なお、高野文及び前掲上野文に、のちの大津波事件についても詳しく言及されており、併せて参照されたい。

(7) ちなみに、この大津波事件について、松崎鶴雄(一八六八―一九四九)は、「竹添井井翁について」(『柔文随筆』、座右宝刊行会、昭和十八年)に、「一寸後戻りしますが左氏会箋の原稿がなりかけた時に、小田原の海嘯で別荘は流された。先生は東京に療養中でしたから島田翰氏は留守居を

して居った。三十冊の原稿を頭に巻きつけ海水の中を逃げた事があります」と記している。

(8) 当本について、武蔵大学のホームページに掲載されている「武蔵高校博物館」(<http://www1.ocn.ne.jp/~sirakigi/hakubutsu.html>)に、次のような解説文が記されている。

春秋経傳集解 晋・杜預注 30巻 15冊(古活字版)慶長6〜10年頃刊(図書館蔵) 版は『古活字版の研究(川瀬一馬著)』の口種本(徳富蘇峰旧蔵の成實堂文庫版)と校合したところ、同版の新発見の異植版と判明した。竹添光鴻の『左氏会箋』の元になった手校本の一つと考えられ、金沢文庫旧鈔卷子本、唐開石経、宋の興国軍本、江公亮本等の校勘書入(島田翰による)ある。印記…有馬氏溯源堂図書記、井々居士珍賞子孫永保

なお、同図書館には、井井旧蔵の古活字本『尚書』も収蔵されている。

(9) 長澤規矩也「左氏會箋解題」(『左氏會箋増補版』、富山房、昭和四十九)に、「島田翰に言わせると、南北朝に春秋經傳集解が出版されたという。すなわち、本大系本巻末の跋の前に載せられた、積圓澄の刊語があり、翰はこの本を川越の藏書家新井政毅から獲たが、竹添井々の命により、左氏會箋同考を作ろうと、井々の小田原荒久の別荘に携え行き、明治三十五年の大津浪で、巻首から巻十六に至る十五冊を浪にさらわれたという(古文舊書考卷三、第一六葉)。北宋缺民字に出たもので、「民」字も末面を欠くとある。ここにおかしいのは、まず、字様が正平版論語より細く、李

鵬本爾雅より太いと太すぎ、しかも正平版論語の底本は写本で、刊本ではないから、字様の比較例としてはふさわしくないということ、又、首巻から巻十六までが十五冊というと、完本の冊数でなくなるということ、更に、唐諱を宋刊本に欠くということ、なお、巻十七から末までがどうして残ったか、残ったら誰かが寓目していそうなにと、疑わしいことのみ多い。概して、翰は妄言を発表するとき、どこかに不自然のことがあることをほのめかし、その不自然に気がつかぬ愚かさをそつと傍観するくせがあったようだ。予は北宋英宗時刊するところの闕民字の残本とともに、翰が作偽した烏有の書であると思う」とある。ちなみに、井井序文でもこの二本に言及する。よって、井井序文は、島田翰の文章によるものであることが、再度証明できる。

附記…本稿は、文部科学省科学研究費(若手研究B「日本現存の旧鈔本『文選』に関する基礎的な研究」課題番号:24720100)による研究成果の一部である。